

制 度 名	学校施設環境改善交付金	主管課名	スポーツ推進課・企画 G																	
		問合せ先	029-301-2846																	
目的・趣旨	地方公共団体が行う社会体育施設の整備事業に対し交付金を交付することにより、地域スポーツ施設の整備促進を図り、スポーツの振興に寄与する。																			
〔対象団体〕 市町村、県 〔対象事業〕 次に該当する地域スポーツ施設の整備促進を図るための事業 (1) 地域スイミングセンター新改築事業 (2) 地域水泳プール新改築事業 (3) 地域スポーツセンター新改築事業 (4) 地域武道センター新改築事業 (5) 地域屋外スポーツセンター新改築事業 (6) 社会体育施設耐震化事業 (7) 社会体育施設の質的整備事業 〔補助要件等〕 上記の対象事業ごとに、工事に係る必要な床（土地）面積や、必要な室並びに附属する室、必要な照度、必要な耐震度など、様々な条件が付されている。 〔対象経費〕 上記の対象経費の実施に要する経費 〔補助限度額等〕 上記の対象事業において、上限額に差異あり 〔経費負担割合〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>国</th><th>県</th><th>市町村</th><th>その他</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 基本的な交付金算定割合</td><td>1/3</td><td>—</td><td>2/3</td><td>—</td></tr> <tr> <td>(2) 社会体育施設の空調新設工事、地震防災対策特別措置法第 4 条の規定の適用を受ける浄水型水泳プール</td><td>1/2</td><td>—</td><td>1/2</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>						区 分	国	県	市町村	その他	(1) 基本的な交付金算定割合	1/3	—	2/3	—	(2) 社会体育施設の空調新設工事、地震防災対策特別措置法第 4 条の規定の適用を受ける浄水型水泳プール	1/2	—	1/2	—
区 分	国	県	市町村	その他																
(1) 基本的な交付金算定割合	1/3	—	2/3	—																
(2) 社会体育施設の空調新設工事、地震防災対策特別措置法第 4 条の規定の適用を受ける浄水型水泳プール	1/2	—	1/2	—																
〔令和 8 年度当初予算額〕		〔令和 8 年度補助対象団体〕																		
2,066,000,000 千円（予算案 ※学校施設環境改善交付金含む公立学校施設整備費）		2026 年 6 月 交付決定予定																		
〔備考〕 国からの直接交付																				